

平成25年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成25年4月25日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成25年4月25日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第1号 専決処分の報告について
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
 - 議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第32号 工事請負契約の締結について

議事日程第1号

平成25年4月25日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 5件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案の審議及び採決 5件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男

1番 高山 由 行

2番 山口 政 治

3番 安藤 雅 子

5番 柳 生 千 明

6番 山田 儀 雄

7番 加藤保郎 8番 伊崎公介 9番 植松康祐
10番 大沢まり子 11番 岡本隆子 12番 佐谷時繁

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	高木俊朗	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
企画調整 担当参事	葛西孝啓	総務課長	寺元公行
企画課長	山田徹	保険長寿課長	加藤暢彦
上下水道課長	亀井孝年	学校教育課長	藤木伸治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。したがって、平成25年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いをいたします。

招集者 渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

皆さん、どうもおはようございます。

第2回臨時会を招集させていただきました。こうして早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

きのうは1日、この御嵩町も雨が降り続けました。西濃のほうでは、この時期に警報が出るであるとか、避難しなければいけないとか、そのような状況が出ました。過去、この時期にそのようなことがあったのか記憶にございませんが、大変珍しい事案だったと思います。また、浜松のほうでは崩落が今も続いております。せっかく育て上げた茶畑も少しずつ切り取られて、お茶の木と一緒に崩落していく姿を見ると、育ててきた方々の心中を思いますと、本当に大変なことが起きているというふうに思います。そうした中、やはりこれは我々の住んでいるこの地球で大変なことが実は起きているのではないのかということを感じざるを得ません。

その端緒となればということで、5年間、環境モデル都市にある意味では手を挙げ続けてきたわけでありましてけれども、第2回の追加募集で御嵩町が環境モデル都市に選定をされました。4月2日、皆さんと一緒に行かせていただいたあの総務省で、副大臣のほうから選定書をいただきました。

もともと御嵩町は、それほど環境に厳しい町であったとは私は思っておりません。むしろ、ほかの近隣の市町村よりは、環境問題については鈍感な町であったということが言えると思います。それが、産廃問題を抱えることになり、そして解決に至ったわけでありまして、大変町が紛糾したという一つの大きな大きな経験をいたしました。負からゼロになり、今度は正の部分にどう御嵩町が足を踏み込めるかということが問題であるかと思っております。背伸びをすれば届くぐらいの数値を目標に掲げております。まだまだこれからアクションプランをつくり、その

中には住民の声、もちろん議員の皆さんの声を反映すべく、アクションプランをつくってまいりたいというふうに思っております。

全国で20であります。市町村1,850ほどありますので、その中の20に選ばれたということは大変名誉なことではありますが、選定書を受けたその際には、身の引き締まる思いで、大変なことになったというのが正直な感想であります。この中部圏では、富山市、豊田市、そして飯田市と、岐阜県ではもちろんこの御嵩町だけありますので、それだけ注目を集めるでありますけれども、少なくとも私が思い描いているのは、御嵩町の真摯な取り組みが、この御嵩町のみならず、この近隣に広がっていけば、それがこの地球の抱える環境問題に、答えはすぐは出ないでありましょうけれども、少なくとも悪くはしていかないであろう、そんな思いで取り組んでまいりたいと思います。御嵩町の問題だけ、そんな意識ではおりませんので、どう波及させていくかがこれから私たちが考えていく責任でもあるかと思えます。

平成25年度、始まりましてまだ1カ月足らずであります。この時期にまた臨時議会を予算関係で開くということも、過去にあったかといえ、なかったであろうというふうに思いますが、喫緊の課題として問題が生じたので、皆さんに御審議願ひ、予算のほうを可決いただきたいと招集させていただきました。

本日の議案は、専決処分の承認3件、補正予算関係1件、契約1件、計5件であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。ありがとうございます。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 植松康祐君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、4月19日の議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第1号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

それでは、報告第1号 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年3月15日付で専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決処分の内容は、平成25年2月20日水曜日午前9時55分ごろ、町道御嵩45号線において、公用車で役場東駐車場から道路へ出ようとした際、車道北側より接近するバイクと接触し、左側全部を破損させたものであります。

損害賠償の相手方は、御嵩町中817番地50、紀平典雄氏であり、損害賠償額は19万8,203円であります。

今後の事故防止に関し、今まで以上に、職員に対して公用車の安全運転の徹底を図っていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました承認第1号から承認第3号までと議案第31号、議案第32号の5件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めるものであります。

別冊の平成24年度御嵩町補正予算書をめくり、さらにピンク色の平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

この補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に9,123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億8,109万円とする旨、規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

歳入について説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページの款02地方譲与税から8ページの款11交通安全対策特別交付金までは、平成24年度交付額確定に伴い、それぞれ増額、または減額をするものであります。

8ページの款10地方交付税は、普通分で国の補正予算により増額され617万6,000円を、また特別分は亜炭坑廃坑対策費などの特殊財政事情を要因とし7,073万4,000円を、それぞれ増額しています。

次に、歳出の説明ですので、9ページをお願いします。

款02総務費は、財政調整基金積立金1億323万4,000円の増額であります。

款03民生費は、国民健康保険特別会計における保険給付費の減額見込みにより、特別支援繰出金を1,200万円減額するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第31号の説明でございます。

議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、平成25年度が始まってまだ間もない時期であります。給食センターの食器洗浄機を早急に更新する必要が生じたので、その購入に係る補正予算の上程であります。

平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）と掲載してありますピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、3,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億7,438万3,000円とする旨、規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳入では、歳出予算の財源とするため、款18繰入金において、財政調整基金を3,038万3,000円増額しています。

歳出では、款10教育費において、給食センターの食器洗浄機購入費2,776万2,000円を新規に計上し、さらに食器を現在使用しているメラミン製からポリエチレンナフタレートという樹脂製食器に更新するため、消耗品費を262万1,000円増額しております。

最後に、今回の補正予算を議決していただいた後、速やかに入札を執行し、食器洗浄機購入業者と仮契約を締結した上、御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次の議会で議案上程をし、御審議いただくことを予定しております。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、承認第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、承認第3号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、承認第2号、第3号について御説明をいたします。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めるものであります。

補正予算書つづりの黄色の表紙、平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算の表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,367

万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,591万6,000円とするものでございます。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

今回の補正は、歳入においては、国・県・支払基金からの負担金及び交付金等の額の確定に伴います増額及び減額の補正、それから特別支援繰入金の精算に伴います減額補正、また歳出におきましては、保険給付費の年間支払い見込みに伴います減額補正、それから国民健康保険基金への積み立てが主なものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款03の国庫支出金、項01の国庫負担金1,179万4,000円の増額につきましては、追加交付額決定に伴うものであります。

款04の療養給付費交付金、項01療養給付費交付金の123万6,000円の減額につきましては、変更額決定に伴います減額であります。

款06の県支出金、項01の県補助金2,511万8,000円の増額は、普通調整交付金及び特別調整交付金の交付額確定によるものであります。

また、款09繰入金、項01他会計繰入金の1,200万円の減額につきましては、特別会計の決算見込みによります精算によるものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款02の保険給付費、項01の療養諸費といたしまして、目01一般被保険者療養給付費4,000万円の減額、目02退職被保険者等療養給付費1,000万円の減額と、それから項02高額療養費、目02退職被保険者等高額療養費300万円の減額は、年間支払い額見込みに伴います減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款09基金積立金、項01基金積立金、目01国保基金積立金の5,000万円の増額につきましては、平成24年度決算見込みによります剰余金の一部を積み立てるものであります。

また、款11予備費2,667万6,000円の増額は、収支調整に伴うものであります。

以上で、承認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めるものであります。

今回の改正は、国の国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、並びに地方税法の改正によるものであります。

それでは、資料つづりの1ページをお開きください。

まず、平成25年度税制改正の概要であります。国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1に減額するという現行措置に加え、その後3年間、特定継続世帯として4分の1減額する措置を講ずるものでございます。これを受けまして、今回、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

続きまして、条例の一部改正の概要でございます。

2人世帯で、1人が後期高齢者医療に移行し、もう1人が国保に残った世帯を特定世帯と申しますが、この特定世帯につきまして、世帯別平等割額を5年間2分の1に軽減する措置がとられておりますが、それ以降の3年間、特定継続世帯として4分の1減額する措置をするために、これに関する規定を新たに追加するものでございます。

また、国民健康保険税の7割、5割、2割を減額する制度につきましても、同様の措置をするための規定を追加するものであります。

資料つづりの2ページからは、新旧対照表が載せてございます。表の右側が現行の条例、左側が改正案でございます。アンダーライン入りの部分が改正をする箇所でございます。こちらもお目通しをお願いいたします。

なお、条例の施行日は、平成25年4月1日からでございます。

経過措置といたしまして、改正後の条例規定は25年度以降の国民健康保険税について適用し、24年度分までの国民健康保険税については従前の例によるというものでございます。

以上2件、承認第2号、承認第3号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第32号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第32号 工事請負契約の締結についてを御説明させていただきます。

議案つづりの7ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。

1. 契約の目的、上之郷污水幹線（第6号工区）工事。2. 契約の方法、条件つき一般競争入札。3. 契約金額5,318万2,500円。契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設 代表取締役 天野和孝でございます。

資料つづりの7ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮契約書の写しが、次の8ページには入札執行結果公表一覧表がつけてございます。次の9ページには、工事場所の位置図がつけてございます。

今回の第6工区工事といたしましては、本管の推進工を合わせて133メートル、サービス管の開削工を106メートル予定するものでございます。お目通しのほど、よろしく申し上げます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を9時45分といたします。

午前9時28分 休憩

午前9時45分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、承認第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

この時期に大変多くの金額が入っていて、ここを基金のほうへ積み増しができるということは本当にありがたいことだと思っておりますが、被保険者の一人として。

説明の中で、一般会計のほうは地方交付税の関係で、特別分について、こういうふうな特別な事情があったからこういう金額が交付されたということで説明があったわけですが、国民健康保険のほう、予算書の5ページの歳入の関係で、財政調整交付金との関係の特別調整交付金、およそ3,956万9,000円という金額が入ってきておるわけですが、職員のいかなる努力によって、どういう施策によってこれだけの金額が入ったかということをおっしゃっていただきたいし、そういう特殊な事情でこういう金額が入ってきたということなら、職員が一生懸命頑張っておるということで、もう少し強調していただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

議長（谷口鈴男君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもって、ふなれな説明で、大変申しわけございませんでした。

今、御質問がございました、県支出金の県補助金の中の、財政調整交付金の特別調整交付金の部分について説明をさせていただきます。

補正予算額としては3,956万9,000円ということをお願いをさせていただいております。その入ってきた主な要因でございますが、レセプトの点検に係る部分、それから医療費通知に係る部分、それから収納率の確保・向上に関する部分、こちらの部分についてだけで言いますと1,200万分入っておるということで、こちらについてはある程度以上の収納率がないとここの部分は入ってこないわけでございますが、収納率の向上があったということで、その分に関するということで入ってきたところでございます。

それから保健事業に係る分、それから定率国庫負担金減額相当分の補填ということで、こちらについては制度改正に伴いまして、国の率が下がっておる部分について、ここのところで充てるというところでございますので、こちらの部分で1,794万1,000円分という金が入ってきておるというような状況でございます。

重立った内容としてはそういったようなところでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、承認第3号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

1 点だけ、少しお伺いします。説明のときに聞き漏らしたので 1 点お伺いしますが、この条例の改正によって御嵩町の世帯、4 月 1 日から施行するというので、該当する世帯はありますでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正に伴いまして、該当する世帯、いわゆる特定世帯の部分でございますが、こちらについては、今現在の数値でございますが 398 世帯でございます。この 398 世帯が今後 5 年間経過した後は、3 年間 4 分の 1 減額というところに該当いたしますので、世帯的には 390 世帯でございますが、これは年々動きますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

1 番 高山由行君。

1 番（高山由行君）

398 世帯あるということで、その周知方法は、こういう条例とか変わって、全然知らずにそのまま通り過ぎていくという人が、お年寄りの方も多いですし、ほとんどですが、そこら辺の周知はどうやってしますか。

議長（谷口鈴男君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

お答えさせていただきます。

基本的にはこういった制度にのっかりますので、今現在は 398 世帯の方がお見えになると。その方は、今度 5 年を経過した後は 3 年間 4 分の 1 軽減という、自動的に移行する形になりますので、制度的にはそういうものでございます。

ただ、今後こういったことがありますよということにつきましては、広報等を通じまして、また住民の皆様には、こういった制度というようなことで周知させていただければなというふ

うに思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

この給食センターの洗浄機の件なのですが、以前から申し上げておりますけれども、これ3カ年ローリング計画の中で、ヒアリングのときには見送りとなったということなのですが、そこで再度これを採用するといいますか、やることになったことについては喫緊の課題であるということなのですが、その点についての総務部長の見解をもう一度お伺いしたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

岡本議員の御質問にお答えします。

この質問は全協でも出ましたけれども、ちょっと資料を持ってきましたので、昨年の3カ年実施計画、これが各課から出てきた事業、施策、これは予算の伴う大きなものですが、全部足しますと16億1,500万、その中で5段階に分けて評価をしております、上から行きますとSS、SAということで、喫緊にやらなければいけないものというものが、基本的には当初予算に上げてもいいという判断をしたものなんですけれども、それが14億5,400万ということで、その後の部分、A評価といいますけれども、A評価が1億400万。このA評価の中に今回の食器洗浄機が入ったということで、これは担当課からの聞き取りをしまして、本当に喫緊でやらないかんだどうかということなんですけれども、この中で1年はもつであろうということで、25年はA評価ということで予算計上を待っていただいたと。ただ、25年からはやらないけれども、27年からは上げてくださいという話をして終わっております、そこら辺が認識が甘かったといえば甘かったわけですが、25年度すぐに故障したということで、これは毎日給食を出さなきゃいけないものなので、今回補正予算で対応させていただいたということで、今後、実施計画におきましては、きちっと優先順位を、聞き取りをきちっとしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

全協の説明のときも、何とかだましまし使っていきたいということで、そのお気持ちは大変ありがたいと思いますが、部長の言われる認識がちょっと甘かったんじゃないかという、優先順位を間違えないようにしていきたいということなんですけれども、今後はどのようにして優先順位というものを間違えないようにしていけるのか。ヒアリングをしっかりと行われたんですが、前から3カ年のこのローリング方式については、一度見直すべきではないかということをお提案しているんですけれども、どのようにして優先順位を間違えないようにしていけるつもりなのか、そここのところの御見解をお伺いしたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

今の段階では、各課から出てきた部分の聞き取りを詳細にやるということで考えておりますが、先ほど言いましたように、全部要求で出てきたものを認めるということは予算の枠上難しいということの中で、詳細に各課からの内容についてヒアリングを行っていくと、これに尽き

るものではないかと思っております。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました議案全て可決いただきまして、ありがとうございます。

機械物の問題でありましたけれど、1年もつ可能性もありますし、あした壊れるかもしれないというような、そんな状況でありますので、もし万が一のことがあれば2カ月ほど給食ができないというような事態にも陥るということから、喫緊の課題とさせていただきます。御理解いただきましてありがとうございます。

きょうは臨時会ということで登場する機会がなかったわけですが、高木教育長、そして葛西参事、とりあえずは顔見せということで本会議に臨んでくれましたが、6月には発言の機会をぜひ与えてやっていただきたいなというふうに思います。できれば中身の濃い、また余り多くない質問でお願いしたいなということは思っております。

役場の中の組織も、私自身は年をとっておりますが、徐々に徐々に若返っている部分もございますので、皆さんのお力をおかりしながら活気のある御嵩町役場にしていきたいと思います。おりますので、今後とも御協力のほどをよろしく願いしまして、本日のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成25年御嵩町議会第2回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員